

政令第百九十一号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の三及び第一号の六中「第二号フ」の下に「からモまで」を加える。

別表第二の三第二号フ中「装置」の下に「及び触媒」を加え、同号に次のように加える。

コ 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部分品

エ 電子顕微鏡、原子間力顕微鏡その他の顕微鏡及びこれらの顕微鏡とともに使用するように設計した

装置

テ 積層造形用の装置並びにこれに用いられる粉末状の金属及び金属合金

ア 有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池の製造用の装置

サ 微小な電気機械システムの製造用の装置

キ 水素（太陽光、風力その他の再生可能エネルギー）を利用して製造するものに限り、）を原料とする燃料及び変換効率の高い太陽電池の製造用の装置

ユ 真空ポンプ及び真空計

メ 極低温用に設計した冷却装置及びその附属装置並びにこれらの部分品

ミ 集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置

シ 量子収率の高い光検出器

エ 工作機械及びその部分品並びに工作機械用の数値制御装置

ヒ 電磁波による探知を困難にする機能を向上させる材料、ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された

合金その他の先端的な材料

モ 導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子

附 則

この政令は、令和四年五月二十日から施行する。

理由

国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とする量子計算機等の輸出について承認を要することとする必要があるからである。